



## 日本学術会議会員6名の任命拒否に抗議し、その撤回を求める声明

菅義偉首相は、日本学術会議会員候補者のうち6名の任命を拒否し、その理由も明らかにしていません。この暴挙に対して広く抗議の声があがっていますが、研学9条の会も10月17日の世話人会で抗議の緊急声明を発しました。

### (緊急声明) 日本学術会議会員6名の任命拒否に抗議し、その撤回を求める

菅義偉首相は、第25期日本学術会議新規会員の任命に際し、日本学術会議が推薦した会員候補者105名中6名を新会員に任命せず、その具体的な理由も明らかにしていません。

日本学術会議は、政府から独立して職務にあたり、また政府に勧告をすることができる学術機関として内閣府に設置され、会員は学術会議の「推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」と日本学術会議法に規定されています。菅首相が具体的な理由を示すことなく6名の任命を拒否したことは日本学術会議法に違反する行為です。

日本学術会議が政府の介入を受けることなく自由に活動できることは、憲法23条が保障する「学問の自由」に基づくもので重要な権利のひとつです。

筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会は政府による日本学術会議会員の任命拒否に強く抗議します。政府に対し、速やかに今回の決定に至った理由を説明するとともに、任命拒否の撤回を行うよう求めます。

2020年10月17日 筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会世話人会

### 緊急声明に関する補足説明

菅首相による日本学術会議会員6名の任命拒否は、日本学術会議法に反し、憲法23条の「学問の自由」を侵す、違憲、違法行為です。日本学術会議法には、「会員は、・・・(学術会議の)推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」と書かれており、推薦に基づかない任命はできないことになっています。この任命条項は学術会議が政府から独立した機関であることを担保しています。すなわち、政府が学術会議の人事に介入することができないことを意味しており、政府が「人事問題だから答えられない」と言うこと自体が法律違反の上塗りです。

日本学術会議が「政府とは独立に」勧告等を行うことができると法律に定められています。これは第二次世界大戦前の大学や学問への政治介入への反省から来ていて、世界的にも先進諸国ではそのように社会的な了解が得られています。日本学術会議と同様に科学者が政府に対して提言を行う学術機関は欧米各国にもあり、政府から独立した機関として運営されています。



国際的な科学誌として知られる「ネイチャー」は、学問の自律性と自由を守るといふ何世紀にもわたって存在してきた原則を、政治家が後退させようとする兆候があるとしたうえで、日本学術会議の問題を取り上げ「日本の菅総理大臣が、政府の科学政策に批判的だった6人の科学者の任命を拒否した」と紹介しました。

例えば、アメリカの学術機関は「アメリカ科学アカデミー」、「アメリカ工学アカデミー」と、「アメリカ医学アカデミー」があり、科学や技術に関する幅広い政策課題に関して、政策提言や助言を年間数百件行っています。財源は助言を行った際に政府機関から支払われる対価や寄付

などで、2018年で3つのアカデミー合わせて約270億円の収入を得ています。

イギリスには世界で最も伝統のある学術機関「王立協会」があり、当時の国王、チャールズ2世から認可を得て、1660年に設立されました。設立の経緯から名称は「王立」となっていますが、民間の非政府組織として活動していて、科学や技術に関する政策提言を行っています。財源は、2018年には政府からは約70億円の収入を得ています。日本学術会議の予算は、およそ年間10億円と欧米の学術機関に比べると大幅に少なくなっています。

首相が6人を学術会議の「総合的、俯瞰的な活動」にとって、科学者としての資質に欠けた人物であると評価したのであるならば、その評価の根拠を示すべきでしょう。6人の任命拒否を許せば、学術会議までも、御用学者の会員で埋め尽くされ、政府を忖度して、科学に基づかない勧告を連発するようになり、学術会議の存在意義がなくなります。私たちは、御用学者が出した答申によって、例え

ば原子力政策のように、国家の政策がゆがめられ、大きな被害を受けたことを知っています。科学的知見に基づく、日本学術会議の提言を尊重してこそ、国民の利益にかなうのであります。何としても、『6人の任命拒否』を撤回させ、政府から独立した学術会議を守りましょう。



研・学9条の会世話人 手島昌己

## 政府による学術会議会員任命拒否に関わる法的側面 KEK 九条の会 高松邦夫

菅総理大臣は学術会議会員6氏の任命拒否を未だ撤回せず、依然として任命拒否の理由と経緯が明らかではありません。国民の負託を受け機能する学術会議に対し政府は拒否の法的な根拠を示し、拒否の理由を開示しなければなりません。以下、任命拒否に関わる法的側面、すなわち、学術会議法と憲法に如何に反しているかを述べます。

(形式的任命) 既に指摘されているように、法は学術会議の推薦に基づき内閣総理大臣が任命することを規定していますが、それを拒否する権限を与えていません(学術会議法第17条)。学術会議法に反するばかりか、更に、学問の自由を保障した日本国憲法第18条に違反しています。



1969年7月内閣法制局長官の国会答弁によると「(任命拒否は)明らかに法の目的に照らして不相当と認められる場合」に限るとしています。すなわち、総理大臣の任命は「形式的」なものであることが確認されています。1949年、学術会議創設にあたって吉田茂内閣総理大臣が祝辞で学術会議に独立性と高度の自主性が付与されていると述べたことは首相への「要請」に記した通りです。時の内閣

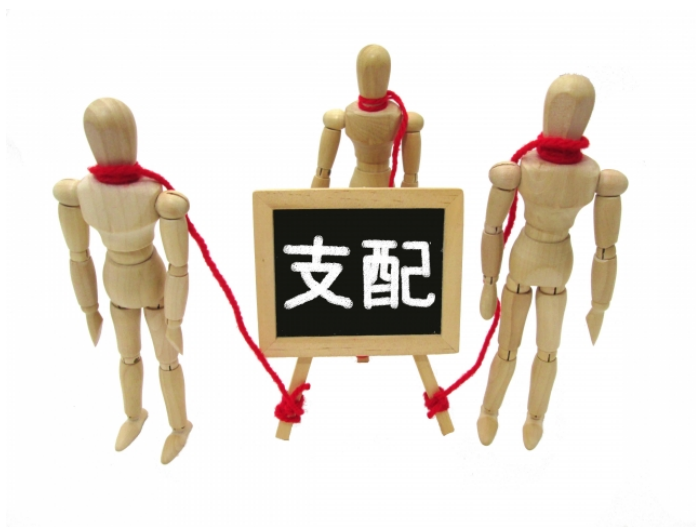
法制局長官は国会答弁において学術会議の推薦に基づく「形式的」任命であることを明言しています。

(推薦方式) 学術会議法は1983年に改定され、会員推薦の制度がそれまでの公選制(登録有権者の選挙)から学協会の推薦に基づくものに替えられました。当時の国会においては任命に関わる権限の問題が議論され、首相の任命は「形式的任命」で「裁量権」はないとしました。「形式的任命」とは何か? 国会の答弁に際し、総務長官は「学会の方から推薦されたものをそのまま任命する」、「学会の方から推薦いただいたものは拒否しない、その通りの形だけの任命をしていく」と明言しています。時の中曽根首相は「政府が行うのは形式的任命にすぎない」、「学問の自由はあくまでも保障される」証言しています。

2005年に学術会議法は再度改定され、会員推薦は会員・連携会員(約2000名)の推薦に基づき学術会議の選考委員会の議を経て行われる現行の制度になりましたが、「形式的任命」は保持されています。法の根拠についてみる限り、拒否を行いうる根拠は全くありません。

1969年法制局長官が答弁した「明らかに不相当と認められる場合」については罷免権にも関係し(学術会議法第26条)、学術会議の関与が不可欠で、何れにしても内閣

が学術会議の意向を無視して任命拒否を行うことができず、また罷免する権利も与えていません。



(法を超える) 臨時国会の開催を渋り、それまでの間野党、国民及び報道陣の“法解釈を変えたのか?”とする追及に遭い、内閣官房長官及び法制局長官は、“法に沿って任命された”と述べ得るだけで、追及にはまったく答えることができませんでした。ついに、学術会議事務局の作成になったとされ、内閣での内輪で議論され、内閣法制局に問い合わせ了解を得たとされる文書、「日本学術会議法第17条による会員の任命との関係について(2018年11月30日)」を引き合いに出し、それを慣行であると強弁して「首相が会議の推薦通りに任命する義務はない」、従って法解釈変更ではないと述べる始末でした。

国会の議論を経ることなく、閣内だけの“了解”事項が法律を超え、有効であるという議論に驚かされ、同時に、法治国家にあって大変危険なものを内包した事態であると思わざるを得ません。このような論を押しとおそうとする内閣に強い危惧を感じます。無法で恣意的な判断がまかり通ることを許すことができません。何を根拠に拒否をしたのか、理由とその説明が一層重要な問題として浮上し、その開示が求められます

(推薦者名簿の怪・横車) 首相はたった一言“法に従って任命した”と語っただけで、終始沈黙を通してきましたが、10月8日には、新聞記者のインタビューに応じ次のように語りました。

[1] 「法に基づき、内閣法制局の確認のうえで学術会議の推薦者の中から総理大臣として任命している」、

[2] 「(学術会議が) 総合的、俯瞰的な活動すなわち広い視野に立ってバランスの取れた活動おこなっていく」、

[3] 「国の予算を投じる機関として、国民に理解さるべき存在であるべき」、

[4] 「任命に際しては、学術会議による会員候補推薦者105名の名簿は見えていない」、

[5] 「提出された(候補者推薦)99名の名簿に従った」、

[6] 「従来の法解釈を変えていない」と。

全ての点に問題があります。まず[1]の「推薦者の中から」とする言は、首相の判断の余地を残し「形式的任命」になっていません。この法が先に述べた2018年11月の文書を指すのであればその法としての根拠が全くないことは述べた通りです。

[2]は判断の基準を示した積りであろうが、学術会議の会員推薦において何が「総合的」であり、何を以て「俯瞰的」と考え、どのような広い視野で且つ「バランスが取れている」とするのか、首相の発言に在ってはすべて首相の恣意的な判断の中にあることとなります。判断の根拠も示すことなく、正に首相独裁の温床を示したことに他ありません。

学術会議が推薦する基準は学術会議法に記す如く、第2条「日本学術会議は我が国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の発達向上を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的」とし、第17条において「業績がある科学者のうちから会員候補者を推薦し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦する」と定めています。更に、法制局長官の国会答弁「(任命拒否は)明らかに法の目的に照らし不相当と認められる場合(1969年7月24日)」に限ると述べていることが併せて指摘されます。これらには内閣総理大臣が学術会議の推薦者を左右する権限が記されていません。



[3]については国家予算を使っていることにより政府の介入の余地があるという論拠にしている積りのようですが、学術会議法の第一章「設立及び目的」第一条、また創設の際の「声明」を見れば国の予算を投じるのは当然のことであり、「独立機関」としたのはまさにこのような政府介入を行わない、行ってはならないという戒めのためです。「学問の自由」を保障する憲法の規定は正にこのために存するものです。

[4]及び[5]の発言には驚かされます。先ず、第一に99名の名簿に従ったのであるから推薦された者全員任命し

た、従って法に従っていると言っているように受け取れます。なぜ 105 名の名簿でなかったのか疑問に思わなかったのか不思議です。210 名の半数交代であることを知らなかったでは済まされません。加えて、105 名の推薦者名簿が参考資料として添付されていたことが後に報じられています。やはり、形式的任命に反し、首相の判断のもと 6 氏の任命を拒否していたにも拘わらず 99 名をもってして推薦名簿通りと語り、且つ、総合的・俯瞰的であるべしと学術会議の判断に介入したことは、何れにしても法に悖る介入を語っていることとなります。

第二に 99 名の推薦者名簿によったとしたら、首相あての推薦者名簿を手にする前に改竄されたこととなります。学術会議の推薦した公文書の改竄が行われたわけです。このようなことが如何にしてまかり通るか、また如何にして改竄されたか明らかにされなければなりません。加えて、99 名の名簿しか見ていないというインタビューに於ける言は 105 名を推薦した学術会議公文書を隠蔽したこととなります。これら第一及び第二の点の追求が不可欠です。

[6] は前節の官房長官或いは法制局長の語った言葉に対する指摘で論拠の破産が明瞭で、既に成り立っていないことが示されています。

(面談への誘い) インタビューで首相はもう一点、独立性が確認されている学術会議に対し「学術会議会長が会うことを望めば会う用意がある」と話しました。学術会議会長は“就任の挨拶ができていないので”として、“面談(10月16日)”を求めました。会長の報告によると、就任挨拶の後、任命拒否に関する学術会議の要望書を手渡し、要望を伝えたが、これには返事が得られなかったということです。

現時点で面談を行うことは、なによりも先ず首相から任命拒否を改め六氏の任命を得、同時に「改竄」された名簿に従って任命したとする経緯、及び公文書改竄が如何にしてなされたかについて明らかにされることが当を得た展開であって、任命拒否について語られなかったということは極めて不誠実な対応であったと言はなければなりません。

(事前介入) 第 203 臨時国会の審議において学術会議への新たな介入を首相が語りました。会員推薦の段階における政府の事前介入(調整)について語り、今回はそれが作用せず、99 名の名簿に従って任命し、調整を行った場合と同じ結果になったと語っています。

率直ともいえるような陳述で、新聞報道(11月5日衆院予算委員会)を参考に記せば、「推薦前の調整が働かず、結果として推薦された者の中に任命に至らなかった者が生じた」、6人拒否に至るまでの経緯をこのように語り、「以前は学術会議が正式の推薦名簿を提出する前に、様々な意見交換の中で、内閣府の事務局などと学術会議会長との間で一定の調整が行われていた」と説明したと。

「事前介入」の調整と同じ結果を得たという首相の言は露骨な政治介入を宣したものです。事前調整による介入は任命拒否と並び、新たに顕れた重大な法違反であり、「調整」の事態が明らかにされる必要があります。



[編集部より]

研・学9条の会/KEK九条の会の高松邦夫氏は、11月7日に、学術会議会員任命拒否について、菅首相にたいして単独で「抗議と要請」を行いました。その内容は、

- 一、政府は学術会議による第25期会員推薦のうち六氏の任命拒否の誤りを撤回し、六氏の任命を行うこと。
- 二、政府は拒否の理由及び経過を説明すること。
- 三、政府は学術会議法を尊重し、学問の自由を尊重すること。
- 四、政府は任命拒否の問題を学術会議改革の問題にすり替えてはならないこと。

という「要請」と、それに対する「説明」です。

この「抗議と要請」を行う際に、事態を正確に理解するための覚書として、状況の法的側面・学術会議の基本的性格・要請の重要性について考察を加えています。とても良くまとめられていて全文を紹介したいのですが、紙面の都合があつて「状況の法的側面」の部分だけを高松氏の厚意によって転載させていただきました。

10 年程前、つくば中央図書館で偶然この本を見つけた。表紙の副題「自決の隊長命令はなかった。」に目が釘付けになったのをよく覚えている。大江健三郎の「沖縄ノート」により、この島に駐留していた特殊潜航艇部隊の赤松隊長が出した命令のために自決が行われたと理解していたので、大変なショックを受けたのだ。忙しくその時は読めなかったが、今年ようやく読むことができた。

この本は最初「ある神話の背景」という題名で、文藝春秋社から 1973 年に出版されている。「沖縄ノート」が 1970 年に岩波書店から出版されているので、「沖縄ノート」を意識して書かれたものと推測される。私が読んだ本は 2006 年に WAC 社から題名を変えて出版されたもので、こちらもこの前年に赤松隊長の遺族等が、隊長からの自決命令があったという「沖縄ノート」等の記述を不服として大阪地裁に提訴しているから、それを弁護するために出版されたと考えることができる。

以下にこの本の内容を島の住民の証言も含めて簡単にまとめ、彼女がどのように考えてこの集団自決の本質に迫ったのかということと、それについての私の感想を紹介したい。



まず最初に触れなければならないのは、この本の前文にあるイスラエルの歴史上のある出来事（ユダヤとローマとの争いで人類史上はじめて 1000 人に上る集団自決が死海の西部にあるマサダであった）に関する部分である。彼女はこう述べる。「マサダは現在、イスラエル国家の精神の発生の地としてひとつの聖地となっている。新兵の誓約もここで行われ、国賓もここに案内される。しかし沖縄では、集団自決の悲劇は軍や国家の誤った教育によって強制されたもので、死者たちがその死によって名誉を贖ったとは全く考えてもらえなかった。そう考える方が死者たちが喜んだのかどうか、私にはそう結論付ける根拠はない。」と。ここからわかるのは、彼女は「この世には、人の命よりも大事な名誉というものがある」と考えているということだ。沖縄に昔から伝わる「命こそ宝」とは全く逆の考え方だ。



次に、彼女が執筆の参考とした渡嘉敷島の集団自決に関する資料を紹介する。資料には、

- (1)「慶良間戦況報告書」（渡嘉敷島・座間味島共編・発行年不明）、
- (2)「沖縄戦記・鉄の暴風」の〈集団自決〉の章（沖縄タイムズ社編（太田良博ら）・1950 年 8 月）、
- (3)「慶良間列島、渡嘉敷島の戦闘概要」（渡嘉敷島遺族会（のちに登場する古波蔵惟好も著者の一人と言われる）・1953 年 3 月）、

の 3 つがある。彼女はこの中から一番基本になる資料を絞り込んでいく。

3 つの資料には、ひとつの共通した表現の記述がみられる。それは住民が集団自決をした様子を記述した部分だ。軍から渡された手榴弾が不発弾だったため死にきれず、様々な方法で力の強いものが肉親を殺していく悲惨な状況が書かれている。資料 (3) は手書き資料で何とでも読めるくずし文字で書かれている（曾野氏の記述）が、発行年不明の資料 (1) では、それをいかにもそれらしく読んで書いているとして、資料 (1) が一番新しい資料だと彼女は考える。その結果、資料 (2) を一番古い基本の資料として、その著者の太田良博氏に取材をする。そして氏から資料作成のもとになった証言が、自決当時渡嘉敷島にはいなかった二人の人物によるものだったことを知ることになる。これにより彼女の当時島にいた人々への取材が始まることになったのだ。

以下に、取材の中から当時の島の村長を務めていた古波蔵惟好氏と、上に紹介した裁判で大江健三郎・岩波書店の側について弁論をした金城重明氏（自決当時 16 歳であり、曾野氏の取材時首里教会牧師）の自決場で起こったことに関する証言の一部を紹介する。

#### 1. 古波蔵惟好氏（『』は曾野氏の質問）

古波蔵氏：「そこに集結したら防衛隊がどんどん手榴弾を持ってくるでしょう」

『手榴弾を配られて、何のためのものとお思いでしたか？ その時ピーンとわかったんですか？』

古波蔵氏：「それから敵に殺されるよりは、住民

の方はですね、玉砕という言葉はなかったんですけど、そこで自決した方がいいというような指令が来て、こっちだけが聞いたんじゃないかと住民もそう聞いたし、防衛隊も手榴弾を二つ三つ配られてきて・・・安里巡査も現場に来てますよ。」

## 2. 金城重明氏 曾野氏の取材に対する証言として寄せた手記より

「3月28日、自決場に集結せしめられてから、死の命令が出るまでの数時間は極めて長く重苦しく感じられた。何よりも気がかりになるのは旅や戦争に行っている肉親がこの場所で共に死ねないということであった。・・・・・・・・・・・・・・・・」

いよいよ自決命令が出たので配られた数少ない手榴弾で身内の者同士がひとかたまりになって自決を始めた。・・・・・・・・・・・・・・・・

私はまだ生き残って殺してくれと招いている人の死を早める働きの方へと動かされていった。軍国主義的皇民思想の死の教育を全身全霊に受けた16歳の少年は全く疑うことをしないで他者の死を助けることが、唯一最高の道だと信じ込んでいた。」

上の二つの証言中の太字の部分は私が感想を書くときに参考にした部分であり、恐らく曾野氏は気にも留めていない部分だ。また、古波蔵氏の証言に登場する安里巡査は、軍の命令を初めて島民に伝える役割を持っていた人物だ。曾野氏にとって重要なのは、この人物が「隊長は「島民は生きてくれ」と言った」と証言したことだ。また古波蔵氏は、赤松隊長と諍いがあり不仲であったようだ。

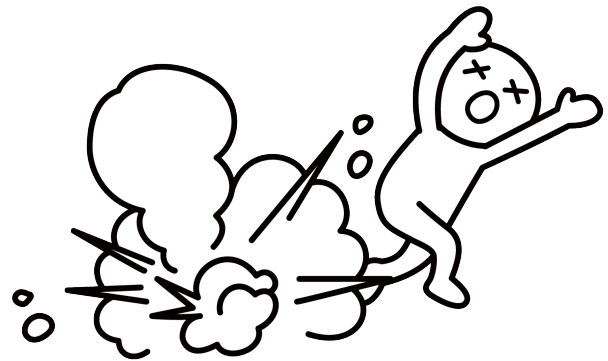
曾野氏はこの三人以外にも多くの島民から証言をとっているが、結局、

①赤松隊長の命令について漠然と記述している一番基本となる資料(2)は、自決当時島にいなかった人の証言から作られていること、

②資料(1)の証言者である村長は、隊長と不仲であるにも関わらずこの資料で隊長が命令を出したとは書いていないこと、

③安里巡査の証言と、当時島にいた人々の証言の中に隊長が直接命令を出したというものがひとつもないこと、から、隊長の命令はなかったにも拘らず集団自決が起きたと判断している。

しかし私には、集団自決が実行されるためには、「生きて虜囚の辱めを受けず」という教育が徹底していればよいだけで、隊長の直接の自決命令自体にはそれほど意味がないのではないかと思える。巡査の証言はあるものの、紹介した二人の証言のところどころに誰からとはわかりにくい漠然とした指令や命令という表現が出てくるからだ。金城氏は、裁判で「赤松喜次隊長が指揮する軍の命令なしに集団自決は起こり得なかった」と証言しているが、これが全てを言い表しているような気がする。



## 事務局より

- ニュースの原稿を募集しています。寄稿は事務局まで。
- 本会では「筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会」への賛同署名をお願いしています。

〔 これまでの賛同者数 851名  
(2020年12月現在) 〕

- 9条の会ニュースの配布は、アドレスを登録されている方には電子メールで、それ以外の方には郵送しています。

お問い合わせ先

安田公三： TEL/FAX: 029-847-3884

手島昌己： e-mail: amx01837@mail2.accsnet.ne.jp